3－1

西区地域福祉ビジョン（案）

（令和９年度～令和12年度）



令和８年10月８日　案

大阪市西区役所

目次

- 西区地域福祉ビジョンについて

  私たちが大事にしたいこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

  ビジョンの策定の背景と経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

  ビジョンの位置付けと期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

  ビジョンの推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

- 西区の現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5、6
- 基本理念、基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 施策体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 施策展開の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9～21
- 相談支援機関一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

SDGsと西区地域福祉ビジョン

SDGs（持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす国際目標です。
第３期西区地域福祉ビジョンがめざす地域づくりは、SDGsの理念と重なるものであり、特に次の４つの目標と関連しています。



各施策展開の方向性については、これらの目標に加えて、特に関連するその他の目標がある場合、そのアイコンを大きく表示しています。

西区地域福祉ビジョンについて　1

■　私たちが大事にしたいこと　～つながる安心～

西区は、良好な住環境を背景に人口の増加が続いており、特にマンション居住者や単身世帯の割合が高いまちです。その一方で、地域とのつながりが希薄になりやすいという特徴もあります。

そのような中、日頃の見守りや声かけ、災害時の助け合いなど、身近な地域だからこそ生まれる支え合いの力が大切になります。地域ではこれまでも、人と人とのつながりを大切に育みながら、支え合いの輪を広げてきました。

こうした考えのもと、第２期西区地域福祉ビジョンでは、「つながる・気にかけるまちづくり」を掲げ、人と人、人と地域活動や福祉サービスなどの社会資源がつながり、お互いを気にかけながら支え合う地域づくりを進めてきました。



しかし、少子高齢化や単身世帯の増加、地域との関わり方の多様化が進むなか、地域で抱える課題はますます複雑化・複合化しています。

だからこそ、お互いを気にかけ、人と人とがつながり、必要なときには支え合える関係がこれまで以上に求められています。これまで培ってきたつながりや支え合いをさらに発展させながら、だれもが地域のつながりの中で安心して暮らせるように、「つながる安心」を実感できるまちをめざします。

西区地域福祉ビジョンについて　２

■　ビジョン策定の背景と経過

西区では、これまで地域住民や関係機関・団体等とともに地域福祉の推進に取り組んできました。

平成18（2006）年に「西区地域福祉アクションプラン」を策定し、地域における支え合い活動や福祉課題への取組を進めてきました。その後、平成30（2018）年には第１期「西区地域福祉ビジョン」、令和５（2023）年には第２期「西区地域福祉ビジョン」を策定し、「つながる・気にかけるまちづくり」を掲げながら、人と人とのつながりを大切にした地域福祉の推進に取り組んできました。

第３期「西区地域福祉ビジョン」は、これまでの取組を継承・発展させるとともに、「大阪市地域福祉基本計画」を踏まえながら、西区がめざす「つながる安心」の実現に向けて策定するものです。

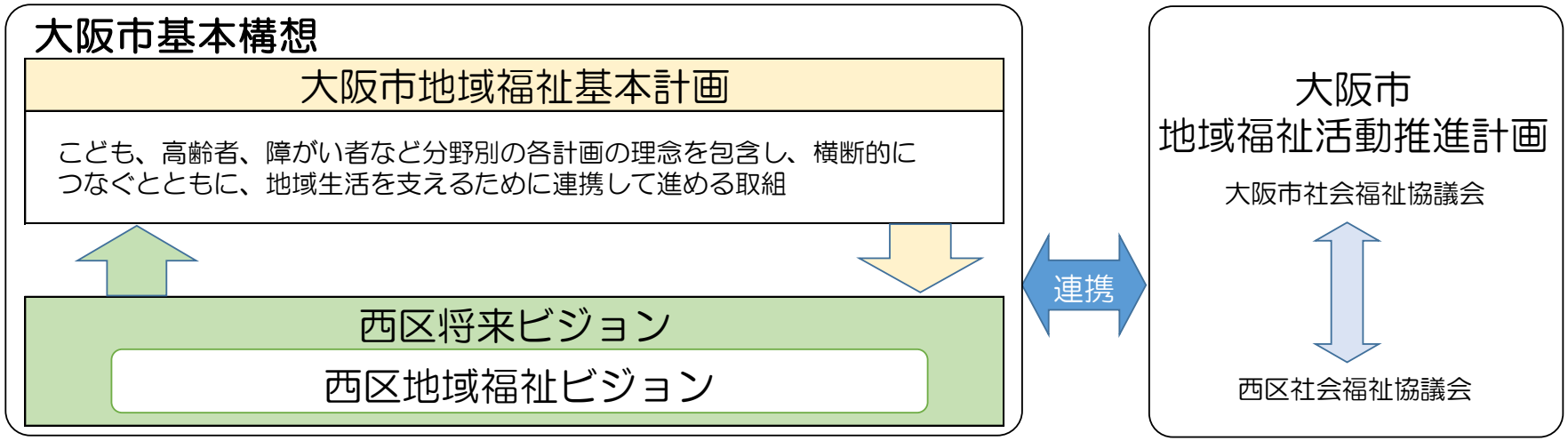
【参考】

これまでの西区地域福祉ビジョンや関連計画については、西区ホームページでご覧いただけます。

- 西区地域福祉アクションプランの成果と課題についてはこちら　→
  （第１期「西区地域福祉ビジョン」第３章）
- 第１期「西区地域福祉ビジョン」の取組状況についてはこちら　→
- 第２期「西区地域福祉ビジョン」の取組状況についてはこちら　→

西区地域福祉ビジョンについて　３

■ ビジョンの位置付けと期間



■ 大阪市では、市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組を内容とした、「大阪市地域福祉基本計画」を策定しています。この計画は各区地域福祉ビジョン等と一体となって、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」を形成するものであり、各区の地域福祉の取組を支える計画です。

■ 西区では、めざすべき将来像とその実現に向けた施策の方向性を示す「西区将来ビジョン」を策定しています。また「西区地域福祉ビジョン」は、「西区将来ビジョン」と内容及び対象期間を連動させながら、区民ニーズや地域特性を踏まえた地域福祉の取組を進めるための計画です。

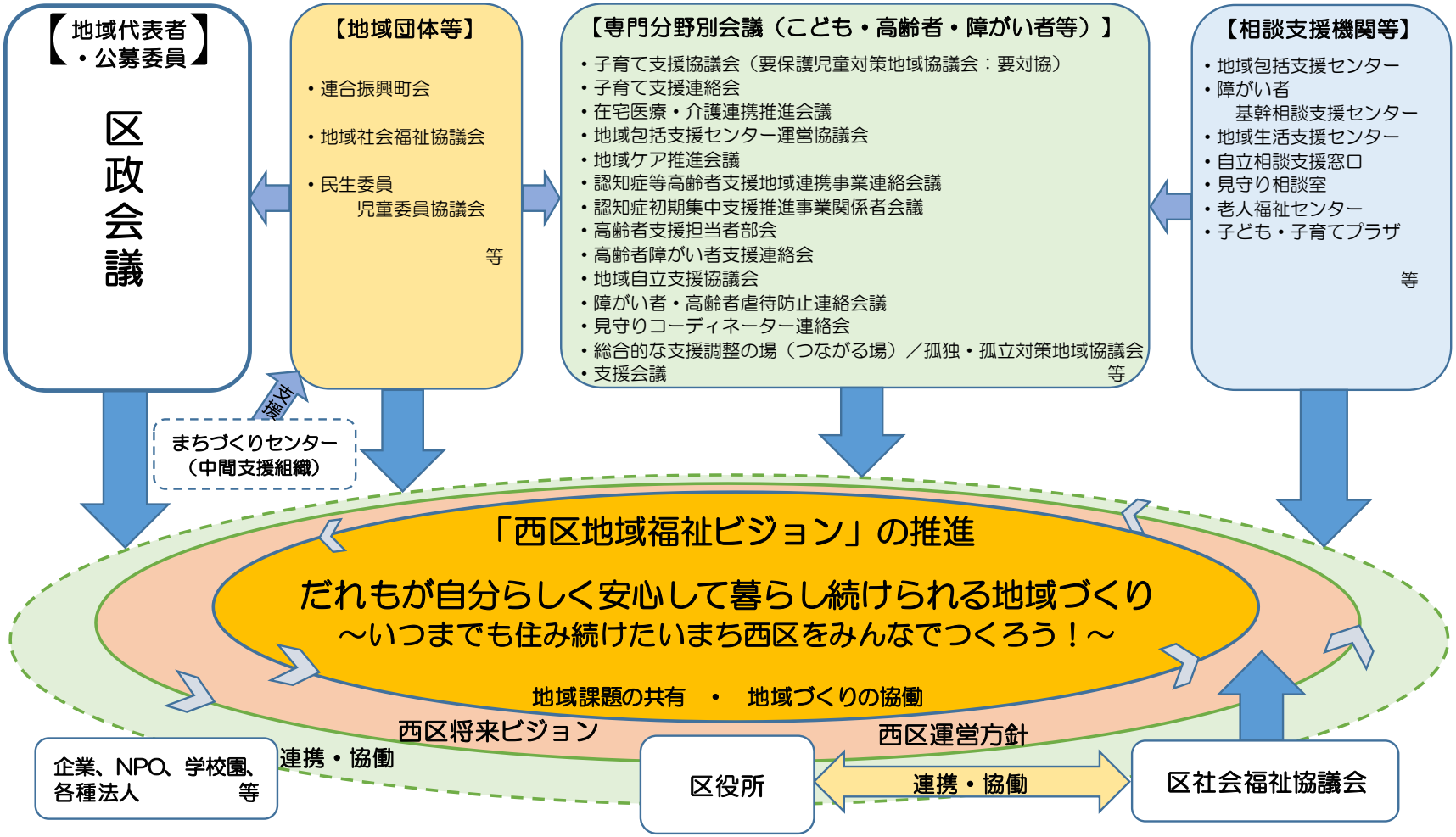
■ 第３期「西区地域福祉ビジョン」は第３期「大阪市地域福祉基本計画」を踏まえ、「西区将来ビジョン」との整合を図りながら、地域福祉の推進に向けた方向性を示すものであり、計画期間は令和９年度から令和12年度までの４年間とします。

■ 大阪市社会福祉協議会、西区社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動推進計画」と連携して区域の地域福祉の推進を図ります。

西区地域福祉ビジョンについて　４

ビジョンの推進体制

地域福祉は、区役所や区社会福祉協議会、各地域団体、各相談支援機関など区内のさまざまな組織が主体となります。多様な主体が、ビジョンに描く姿をめざして、次のような推進体制で課題の共有や意見の集約等を行いながら、地域福祉を推進していきます。



西区の現状

- 西区では人口の増加が続く一方で、マンション居住者や単身世帯の割合が高く、地域との関わり方や暮らし方も多様化しています。また、高齢者や障がい者、子育て世帯などを取り巻く状況も変化しています。
- 西区ではこれまで、見守り活動や居場所づくり活動、子育て支援活動などさまざまな地域福祉活動が進められてきました。また、企業や学校、福祉関係機関等との連携も広がっています。
- 地域福祉実態調査等では、地域とのつながりや支え合いが重要であると考える人が多い一方で、地域活動への参加状況や地域との関わり方には差が見られます。
- 高齢者や障がい者、子育て世帯などを取り巻く課題が多様化する中で、相談支援に対するニーズも高まっています。相談先が分からない人や相談につながりにくい人の存在も見られます。
- 地域生活課題は複雑化・複合化しており、高齢、障がい、子育てなど複数の課題が重なり合うケースも見られます。ひとつの制度や分野だけでは対応が難しい課題も見られます。

- 第２期「西区地域福祉ビジョン」の取組状況についてはこちら　→
- 大阪市における地域福祉にかかる実態調査報告書についてはこちら　→
  （令和7年度調査）



西区の課題

- 人と人とのつながりや交流、地域活動への参加機会が減少する中、地域住民や多様な主体が互いに気にかけ支え合う関係づくりが求められています。
- 子育て世帯や高齢者、障がい者などが気軽に集い、参加し、交流できるような身近な仲間づくりや多様な主体の交流の場づくり、また、年齢や属性を超えた地域におけるつながりづくりが求められています。
- 高齢者や障がい者などへの理解を深め、支援を必要とする人に気づき、だれもが孤立することなく必要な支援につながる仕組みづくりが必要です。
- 地域福祉活動の担い手不足や活動者の高齢化が見られる中、新たな担い手の確保や幅広い世代の参画が求められています。また、地域団体だけでなく、多様な主体がそれぞれの強みを活かしながら地域づくりに関わることが求められています。
- 福祉課題が複雑化・複合化する中、必要な人が適切な支援につながることができる相談支援体制の充実が求められています。
- 課題の複雑化・複合化の背景として、高齢、障がい、子育てなど複数の課題が重なり合い、制度や分野ごとの支援だけでは対応が難しいケースも見られます。そのため、制度や分野を超えた連携による包括的な支援が求められています。
- 認知症高齢者や障がい者など、支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、権利擁護の取組や地域で支える環境づくりを進めていくことが必要です。

基本理念と基本目標

■ 地域共生社会の実現に向け、「大阪市地域福祉基本計画」と基本理念を共通のものとして、次のとおり基本理念と基本目標を定めます。

基本理念　だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり
～いつまでも住み続けたいまち西区をみんなでつくろう！～

基本目標１　気にかける・つながる・支え合う地域づくり

課題認識

地域とのつながりの希薄化や担い手不足が進む中、多様な主体がつながり、支え合う地域づくりが求められています。

めざす状態

地域の中でお互いを気にかけ、必要な時に支え合う関係が育まれ、だれもが孤立することなく安心して暮らせる地域となっている。

基本目標２　だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

課題認識

地域生活課題が複雑化・複合化する中、制度や分野を超えて相談を受け止める相談支援体制の充実が求められています。

めざす状態

支援を必要とする人が適切な相談支援につながり、多様な主体が連携しながら地域で安心して暮らし続けることができる。

これらの基本目標の実現に向け、人権尊重やソーシャルインクルージョンの視点を大切にしながら、区民・地域・事業者・関係機関・行政など多様な主体が連携し、地域づくりと相談支援体制づくりを一体的に進め、包括的な支援体制の実現をめざします。

施策体系

第2期　西区地域福祉ビジョン（令和5年度～令和8年度）

基本方針1　安全で安心なまちづくりに向けたコミュニティ力の向上

従前の施策展開の方向性（～2026）

◎見守り活動による地域のつながりづくり
◎相談が支援に結びつくつながりづくり
◎誰もが生き生きと暮らせるまちづくり
〇誰もが自分らしく暮らせるまちづくり
〇高齢者の地域生活を支えるつながりづくり
〇地域福祉活動、福祉人材の担い手づくり

◎特に大切な取組

基本方針2　こども・子育て施策の充実

従前の施策展開の方向性（～2026）

◎こども相談支援・子育て情報の発信
◎多様な協働による子育て支援
〇子育てと仕事の両立支援
〇マンションコミュニティづくり
〇児童虐待防止
〇学校との連携による子育て世帯の支援

◎特に大切な取組

第3期　西区地域福祉ビジョン（案）（令和9年度～令和12年度）

基本目標1　気にかける・つながる・支え合う地域づくり

今後の施策展開の方向性（2027～）

1　地域におけるつながりづくりと支え合いの推進
（1）地域福祉への理解促進
（2）地域福祉活動への参加促進と担い手づくり
（3）居場所づくりと交流機会の充実
（4）こども・子育てを地域で支える活動の支援
2　地域における見守り活動の充実
（1）見守り活動の推進
（2）災害時に備えての平時からのつながりづくり

基本目標2　だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

今後の施策展開の方向性（2027～）

1　相談支援体制の充実
（1）高齢者への支援
（2）障がいのある人への支援
（3）こども・子育て家庭への支援
（4）包括的な相談支援
2　権利擁護の推進
（1）虐待防止の取組
（2）成年後見制度等の利用促進と意思決定支援

1　地域におけるつながりづくりと支え合いの推進

（1）地域福祉への理解促進

地域共生社会の実現に向けては、一人ひとりが地域福祉を身近なものとして理解し、年齢や障がいの有無、国籍や文化の違いなど、多様な立場や状況への理解を深めるとともに、地域の課題を自分事として捉える意識を育むことが大切です。地域福祉への理解と関心を深められるよう取り組みます。

取組の方向性

- 広報紙やホームページ、SNSなどさまざまな媒体を活用した情報発信や普及啓発、福祉教育などを通じて、地域福祉を身近なものとして感じ、地域課題を自分事として考えるきっかけづくりを進めます。
- 高齢者、障がいのある人、認知症の人やその家族、外国籍住民など、多様な背景や状況にある人への理解を深め、お互いを尊重し支え合う意識の醸成を図ります。

主な取組

〇区役所や区社会福祉協議会による情報発信・普及啓発と地域主体の情報発信への支援
〇福祉教育の推進
〇認知症サポーター養成講座や認知症講演会、認知症出張講座の実施
〇障がい者週間啓発活動や西区地域自立支援協議会講演会等の実施

（写真の挿入）

1　地域におけるつながりづくりと支え合いの推進

（2）地域福祉活動への参加促進と担い手づくり

地域福祉への理解を、地域での支え合いへとつなげていくことが重要です。地域福祉活動を支える担い手の高齢化や固定化が進む中、多様な世代や主体が、それぞれの経験や能力を生かしながら地域と関わり、支え合いの輪が広がるよう、地域福祉活動に参加できる環境づくりを進めます。

取組の方向性

- 地域福祉活動に関する情報発信などを通じて参加のきっかけづくりを図り、多様な世代や立場の人が、それぞれの状況に応じて地域福祉活動へ参加しやすい環境づくりを進めます。
- 民生委員・児童委員、主任児童委員をはじめ、地域福祉活動を支える担い手が継続して活動できるよう、活動しやすい環境づくりや必要な支援を進めます。
- ボランティア活動への参加促進やボランティアの養成を通じて、新たな担い手づくりを進めます。
- 企業、NPO、学校園など多様な主体が、それぞれの強みや特性を生かしながら地域福祉活動に参画し、協働できる環境づくりを進めます。

主な取組

〇地域福祉活動に取り組む人や活動に関する情報発信
〇区役所やまちづくりセンター、区社会福祉協議会等による地域福祉活動を支える担い手への支援
〇西区ボランティア・市民活動センターによるボランティア活動への参加支援、養成及び需給調整
〇企業、NPO、学校園、各種法人等との連携・協働による地域福祉活動の推進

（写真の挿入）

1　地域におけるつながりづくりと支え合いの推進

（3）居場所づくりと交流機会の充実

だれもが安心して暮らし続けるためには、人と人とがつながり、互いに支え合える地域であることが大切です。年齢や障がいの有無などにかかわらず、多様な人が自然につながり、気軽に集い交流できる居場所づくりや交流機会の充実を支援します。

取組の方向性

- 年齢や障がいの有無などにかかわらず、本人やその家族を含め、多様な人が気軽に集い交流できる居場所づくりを支援します。
- 地域会館や各種施設、マンションなど身近な場所を活用し、地域の実情に応じた居場所や交流の機会づくりを支援します。
- サロンやサークルなど継続的な活動に加え、イベントなど多様な交流の機会づくりを支援します。
- 地域団体、ボランティア、企業、福祉関係機関など多様な主体による居場所づくりや交流の機会づくりを支援し、人と人とのつながりを育み、孤立を防ぎ、だれもが安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。

主な取組

〇高齢者食事サービスやふれあい喫茶、認知症の方を介護している家族のつどい等
〇マンションコミュニティづくりの支援
〇子育て家庭と地域をつなぐ交流の場「てをつなごう！」や障がいのある人への理解を深め、さまざまな人がつながる交流の場「そよかぜまつり」の開催
〇さまざまな主体による通いの場の充実

（写真の挿入）

（4）こども・子育てを地域で支える活動の支援

地域のつながりや支え合いを次の世代へつないでいくためには、こどもたちが健やかに成長し、安心して子育てができる地域づくりが重要です。地域全体でこどもや子育て家庭を見守り、地域ぐるみで子育てを支える取組が広がるよう支援します。

取組の方向性

- こどもや子育て家庭が地域とつながり、安心して子育てができるよう、こどもや保護者のふれあいや交流、子育て家庭同士が支え合える機会づくりを支援します。
- 地域団体やボランティアなど多様な主体が、それぞれの強みを生かしながら、子育て家庭の育児不安の軽減や孤立防止を図るとともに、地域ぐるみで安心して子育てができる地域づくりを進めます。
- こどもや保護者が地域の人々との多世代交流を通じて、地域とのつながりを育む機会づくりを支援するとともに、地域全体でこどもの健やかな成長と子育てを見守り、支える意識の醸成を図ります。

主な取組

〇子育て支援サークル（子育てサロン）と子育て交流会「てをつなごう！」等による子育て家庭と地域とのつながりづくり
〇「にっしー広場（公園版含む）」の開催（マンションコミュニティづくり）
〇子ども・子育てプラザ、子育て支援センター、つどいの広場等によるこどもや子育て家庭の交流・つながりづくり
〇地域団体、事業者、ボランティア等による、こども食堂などのこどもの居場所づくりをはじめとした多様な子育て支援活動との連携・周知
〇地域、PTA、企業等による「こども110番の家」等のこどもの見守り活動
〇子どもの権利を尊重し、安全・安心を守るための環境づくりと権利の保障に関する理解促進・意識醸成

（写真の挿入）

２　地域における見守り活動の充実

（１）見守り活動の推進

地域で安心して暮らし続けるためには、お互いを気にかけ、困りごとや変化に気づき、必要な支援へつなげることが大切です。日頃の見守り活動を通じて人と人とのつながりを育み、だれもが地域で支え合いながら安心して暮らせる地域づくりを進めます。

取組の方向性

- 地域住民や民生委員・児童委員、地域団体等による日頃の見守り活動を通じて、お互いを気にかけ、支え合いながら、人と人とのつながりを育む地域づくりを進めます。
- 支援を必要とする人が孤立することなく地域とつながり、安心して暮らせる地域をめざし、日頃から困りごとや生活の変化に気づき、制度の狭間などで支援に結びついていない人も必要な相談や支援につながるよう取組を進めます。
- 地域団体等と関係機関との連携を深め、地域の実情に応じた見守り活動が継続して行われるよう支援するとともに、地域全体で支え合える環境づくりを進めます。

主な取組

〇地域における日常的な見守り活動（民生委員・児童委員による見守り活動等）
〇要援護者名簿を活用した地域の見守り体制づくりや、孤立世帯等への専門的支援
（地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業）
〇見守りコーディネーターの配置による地域の見守り活動への支援や関係機関との連携
（西区地域福祉見守り活動応援事業）

（写真の挿入）

（２）災害時に備えての平時からのつながりづくり

災害時に支援を必要とする人を地域で支えるためには、日頃から人と人とのつながりを育むとともに、地域において住民や各種団体、福祉専門職や関係機関等が顔の見える関係を築き、それぞれの役割を認識しながら連携することが大切です。平時からのつながりを基盤に、災害時にも必要な支援が途切れることのない地域づくりを進めます。

取組の方向性

- 災害時に支援を必要とする人を地域で支えることができるよう、日頃から地域住民や地域団体による見守り活動や交流を通じて、人と人とのつながりを育み、支え合える地域づくりを進めます。
- 災害時に支援を必要とする人が、地域の中で安心して避難や支援を受けられるよう、日頃から一人ひとりの状況に応じた備えを進めます。
- 災害時にも必要な支援が継続して行われるよう、福祉関係機関や事業者、行政等が平時から顔の見える関係づくりを進め、連携体制を構築するとともに、役割の共有を進めます。

主な取組

〇平時の見守りや交流を災害時の支え合いにつなげるための普及啓発・意識醸成
〇避難行動要支援者名簿の活用や個別避難計画の作成等による避難支援
〇区社会福祉協議会や福祉事業所等と連携した災害時支援に関する研修・訓練、情報共有等

（写真の挿入）

１　相談支援体制の充実

（１）高齢者への支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域包括ケアシステムの考え方のもと、医療・介護・福祉などの関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた支援を行うことが大切です。高齢者やその家族が必要なときに適切な相談や支援につながる体制づくりを進めます。

取組の方向性

- 高齢者やその家族が、困りごとを抱えたときに安心して相談し、必要な支援につながることができるよう、相談窓口の周知を進めるとともに、相談支援の充実を図ります。
- 高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、在宅医療・介護等の関係機関の連携を推進し、一人ひとりの状況に応じた支援を進めます。
- 認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、本人やその家族への相談支援の充実を図り、早期の相談や適切な支援につなげるとともに、地域の認知症への理解や対応力の向上を進めます。
- 地域ケア会議等を活用し、多職種や関係機関が連携しながら、一人ひとりの状況に応じた支援を進めるとともに、地域課題の把握や共有を行い、支援体制の充実を図ります。

主な取組

〇地域包括支援センター等の周知・相談支援
〇在宅医療・介護連携の推進
　（在宅医療・介護連携推進事業）
〇オレンジチーム（認知症初期集中支援チーム）
　による相談支援
〇地域ケア会議等、高齢者の専門分野別会議の活動

（写真の挿入）

１　相談支援体制の充実

（１）高齢者への支援

取組の方向性

■　高齢者が健康でいきいきと暮らし続けられるよう、介護予防や健康づくり、生きがいづくり、社会参加を促進するとともに、地域の多様な主体による生活支援や支え合いの仕組みづくりを進めます。

主な取組

〇介護予防への意識醸成と、身近な地域における取組の周知
〇関係団体等との協働による健康づくりの推進
〇百歳体操等の普及や立ち上げなどの活動支援
〇老人福祉センターによる生きがいづくりや交流の機会の提供
〇就労やボランティアなどを通じた社会参加の促進（府「健康・生きがい就労トライアル事業」の活用等）
〇生活支援コーディネーターによる地域資源の把握や多様な主体との連携等（生活支援体制整備事業）

介護予防の取組について

　介護予防は、介護が必要になってから始めるものではありません。いつまでも元気に、自分らしく暮らし続けられるためには、元気なうちから取り組むことが大切です。
　日ごろの健康づくりに加え、外出すること、人と交流すること、地域で活動することなど、日々の暮らしの中にも介護予防につながることがあります。身近なところから、自分に合った取組を始めてみることが大切です。
　西区では、身近な地域で介護予防に取り組むきっかけづくりや活動支援などを進めています。

西区の介護予防について、さらに詳しく知りたい方はこちら　→

（写真の挿入）

１　相談支援体制の充実

（２）障がいのある人への支援

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、一人ひとりの状況やニーズに応じた相談支援を行うとともに、関係機関や地域団体等が連携しながら地域生活を支えることが大切です。障がいのある人やその家族が必要なときに適切な相談や支援につながる体制づくりを進めます。

取組の方向性

- 障がいのある人やその家族が、困りごとを抱えたときに安心して相談し、必要な支援につながることができるよう、相談窓口の周知を進めるとともに、関係機関や地域団体等が連携し、一人ひとりの状況や希望に応じた相談支援の充実を図ります。
- 障がいのある人が、地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、地域生活を支える取組を進めるとともに、日中活動や社会参加の機会の確保、地域活動への参加を促進します。
- 地域自立支援協議会等を活用し、関係機関や当事者団体等が連携しながら、障がい特性に応じた支援や必要な合理的配慮に取り組むとともに、地域課題の把握や共有を行い、相談支援体制や地域における支援体制の充実を図ります。

主な取組

〇障がい者基幹相談支援センター、地域生活支援センター等の周知・相談支援及び地域自立支援協議会による障がいなんでも相談日の取組
〇地域自立支援協議会の各部会等による地域生活や社会参加を支える取組
〇地域自立支援協議会等、障がい者の専門分野別会議の活動

（写真の挿入）

（３）こども・子育て家庭への支援

こどもや子育て家庭が安心して生活するためには、こどもや家庭の状況やライフステージに応じて、保健・福祉・教育等の関係機関が連携しながら切れ目のない支援を行うことが大切です。こどもや子育て家庭が必要なときに適切な相談や支援につながる体制づくりを進めます。

取組の方向性

- こどもや子育て家庭が、困りごとや不安を抱えたときに安心して相談し、必要な支援につながることができるよう、相談窓口の周知を進めるとともに、専門職や学校園、関係機関等が連携し、支援を必要とするこどもや家庭の早期把握と相談支援の充実を図ります。
- 安心してこどもを生み育てることができるよう、関係機関や地域の多様な主体と連携し、子育て支援サービスや交流の場など、地域の子育て支援資源に関する情報を発信するとともに、必要なサービスや地域の資源につながりやすい環境づくりを進めます。
- 要保護児童対策地域協議会等を活用し、関係機関が連携しながらこどもや子育て家庭の状況に応じた支援を進めるとともに、地域課題の把握や共有を行い、相談支援体制の充実を図ります。

主な取組

〇保育士・保健師・家庭児童相談員・心理相談員等の専門職の連携による相談支援
〇こどもサポートネット事業による学校・区役所等が連携した相談支援
〇西区「つながる・つなぐ」子ども支援事業による不登校等への相談支援
〇子育て支援情報誌「てをつなごう！」やSNS等による子育て情報の発信
〇子ども・子育てコンシェルジュによる子育て支援サービス等の情報提供・利用支援
〇子ども・子育てプラザ、子育て支援センター、つどいの広場等における子育てに関する相談・情報提供
〇要保護児童対策地域協議会等、こどもの専門分野別会議の活動

（写真の挿入）

１　相談支援体制の充実

（４）包括的な相談支援

地域共生社会の実現に向けては、少子高齢化や地域におけるつながりの希薄化、孤独・孤立など、複雑化・複合化する地域生活課題を、制度や分野の枠を超えて受け止めることが大切です。誰一人取り残さない地域づくりをめざし、さまざまな立場や状況にある人が必要なときに適切な相談や支援につながることができるよう、関係機関や地域の多様な主体が連携し、包括的な相談支援体制づくりを進めます。

取組の方向性

- 生活上の困りごとを抱える人が、早期に相談し、必要な支援につながることができるよう、相談窓口の周知を進めるとともに、関係機関との連携による相談支援の充実を図ります。
- 複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題を抱える人や世帯に対し、多機関協働で支援を進めるとともに、居住支援やケアラー支援、身寄りのない人への支援など、新たな地域生活課題への対応を進めます。
- 多様な課題に適切に対応できるよう、各種会議等を活用し、関係機関等の連携を深めるとともに、分野を超えた地域課題の把握や共有を行い、研修等を通じて支援者としての専門性や対応力の向上を図ります。
- 社会的なつながりが希薄な人や世帯、ひきこもりの状態にある人、自ら相談することが難しい人など、支援につながりにくい人にも必要な支援が届くよう、地域における見守り活動など、さまざまな地域づくりに関わる多様な主体と相談支援機関等との連携を深めます。

主な取組

〇自立相談支援機関（ぷらっとほーむ西）等、生活困窮に対する相談窓口の周知と相談支援
〇総合的な支援調整の場「つながる場」の開催による個別支援
〇つながる場／孤独・孤立対策地域協議会、支援会議等、分野を超えた各種会議の活動
〇支援者等の感度を高めるための研修の開催
〇地域における見守り活動と相談支援機関等との連携



２　権利擁護の推進

（１）虐待防止の取組

一人ひとりの権利や尊厳が守られ、安心して暮らし続けられる地域をめざし、虐待防止への理解を深めるとともに、関係機関や地域の多様な主体が連携し、虐待の未然防止や早期発見、早期対応に取り組むことが重要です。

取組の方向性

- 虐待の通報や相談に迅速かつ適切に対応できるよう、相談支援機関をはじめとする関係機関が連携して取り組みます。
- 虐待の発生状況や課題を把握・共有するとともに、関係機関が連携・協力できるネットワークの充実を図り、地域全体で虐待防止に取り組みます。
- 虐待防止や権利擁護について理解を深めるとともに、虐待が一人ひとりの権利や尊厳を侵害するものであることや、地域での見守りや関わりの大切さについて普及啓発を進めます。

主な取組

〇区役所、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、こども相談センター等における虐待に関する相談・通報への対応と相談窓口の周知
〇障がい者・高齢者虐待防止連絡会議、要保護児童対策地域協議会等、虐待防止に関する各種会議の活動
〇学校園、民生委員・児童委員、警察、相談支援機関等との連携
〇子ども虐待防止オレンジリボン運動をはじめとした、虐待の未然防止や早期発見に向けた地域住民や関係者への周知・啓発

（写真の挿入）

２　権利擁護の推進

（２）成年後見制度等の利用促進と意思決定支援

　認知症や障がいなどにより判断能力が低下しても、一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、本人の意思を尊重した意思決定支援と権利擁護支援を進めることが重要です。早い段階から必要な相談や支援につながるとともに、状況に応じて成年後見制度等を適切に活用できるよう、取組を進めます。

取組の方向性

- 判断能力の低下が見られる人が、早い段階から必要な相談や権利擁護支援につながるよう、本人を中心に関係機関や専門職、地域が連携し、一人ひとりの状況に応じた支援を進めます。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業等、意思決定支援について理解を深めるとともに、早期発見や早期相談につながるよう、普及啓発や情報発信を進めます。

主な取組

〇地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、大阪市成年後見支援センター等における権利擁護に関する相談支援と相談窓口の周知
〇成年後見制度（法定・任意）、あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）、人生会議（ACP）等の周知・啓発

成年後見制度の見直しについて

　令和8（2026）年6月、成年後見制度を見直す改正法が公布されました。改正法では、法定後見制度の「後見」「保佐」を廃止して「補助」の対象を広げることで、本人にとって必要な範囲で制度を利用できる仕組みとするなどの見直しが行われています。

　本人の意思を尊重し、自ら意思決定できるよう支援することを基本に、一人ひとりの状況に応じて必要な権利擁護支援につなげていくことが、これまで以上に大切になります。



相談支援機関一覧

名称		相談対象	所在地・電話
西区役所保健福祉課（保健福祉センター）	介護保険	介護保険に関する各種手続	区役所3階31番窓口 6532-9859
	地域福祉	高齢者・障がい者・難病（特定疾患）などに関する各種相談	区役所3階32番窓口 6532-9857
	保健活動	こころとからだの健康相談	区役所3階33番窓口 6532-9968
	地域保健	各種健診、小児慢性特定疾患などに関する各種相談手続	区役所3階34番窓口 6532-9882
	生活支援	生活保護の相談手続など	区役所3階37番窓口 6532-9872
	子育て支援・子育て支援室※	保育・ひとり親・子育てに関する相談、DV相談、ヤングケアラー相談など	区役所3階38番窓口 6532-9952 6532-9936※
生活自立相談ぷらっとほーむ西		生活困窮（生活の困りごと）に関する各種相談	区役所3階36番 6538-6400
西区社会福祉協議会・在宅サービスセンターにしながほり		生活福祉資金貸付相談、あんしんさぽーと、ボランティア・市民活動に関する相談など	区役所合同庁舎6階 6539-8075
見守り相談室		要援護者や社会的孤立者の対応など	区役所合同庁舎6階 6539-5151
西区地域包括支援センター		堀江中学校・西中学校区にお住まいの高齢者の総合相談	区役所合同庁舎6階 6539-8075
西区北部（仮称）地域包括支援センター		花乃井中学校区にお住まいの高齢者の総合相談	未定
西区オレンジチーム（認知症初期集中支援チーム）		認知症に関する相談	区役所合同庁舎6階 6539-8248

名称	相談対象	所在地・電話
西区老人福祉センター	高齢者の各種相談。レクリエーションなど	西区本田3-7-2 6582-9552
西区子ども・子育てプラザ	子育ての情報提供、こどもの遊び場提供など	西区本田3-7-2 6582-9553
西区障がい者基幹相談支援センター	障がいに関する各種相談	西区本田2-1-30 7階 6585-2550
地域生活支援センターふらっとめいじ	精神障がいに関する各種相談	西区立売堀1-12-8 6541-6668
大阪市休日夜間障がい者・高齢者虐待ホットライン	高齢者・障がい者に関する休日・夜間の虐待相談	6206-3725
大阪市発達障がい者支援センターエルムおおさか	発達障がいに関する各種相談	平野区喜連西6-2-55 6797-6931
大阪市こころの健康センターこころの悩み電話相談	こころの悩みに関する電話相談	6923-0936
大阪市中央こども相談センター	言語の発達・障がい・しつけ・非行・不登校・虐待・親子関係などに関する相談 ※虐待通告は児童虐待ホットラインへ	浪速区浪速東1-1-90 4301-3100
児童虐待ホットライン	児童虐待の相談・通告に24時間対応	（0120）01-7285
24時間子供SOSダイヤル	いじめなどの悩み相談に24時間対応	（0120）0-78310
大阪市成年後見支援センター	成年後見制度の利用に関する相談	西成区出城2-5-20 4392-8282

西区地域福祉ビジョン
本編の他、概要版やこれまでの取組み状況をご確認いただけます。

西区地域福祉ビジョン　令和9年3月
大阪市西区役所保健福祉課　〒550-8501　大阪市西区新町４－５－１４
電話：06-6532-9857　ＦＡＸ：06-6538-7319